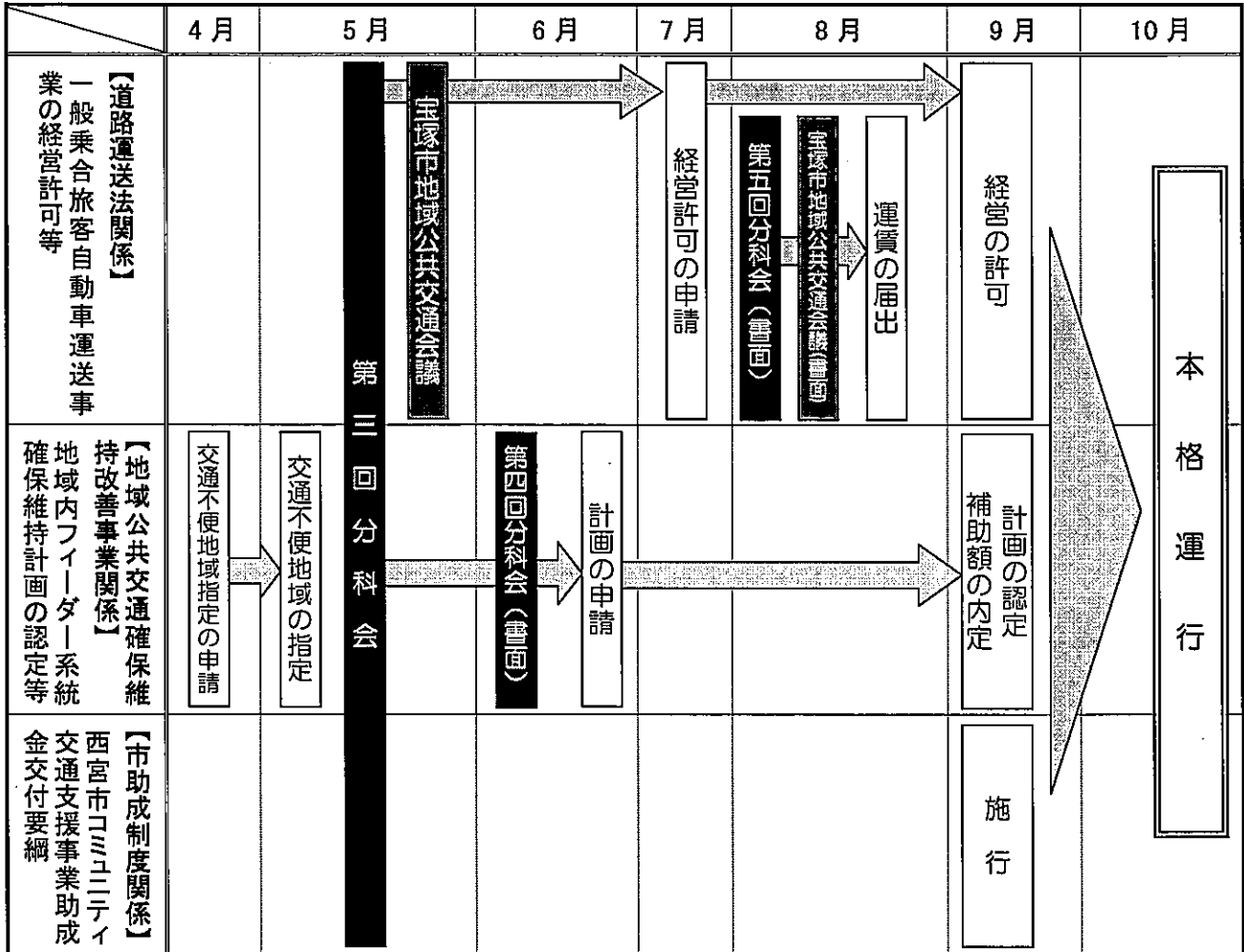


生瀬地区コミュニティ交通について

1. 今年度の協議経過



2. 市助成制度（西宮市コミュニティ交通支援事業助成金交付要綱）の概要

(1) 目的

地域住民が主体的に取り組む生活移動手段の確保を目的とした乗合交通の支援

(2) 助成内容

ア. 運行損失に対する助成

以下の2つの基準の下、運行損失に対して助成する。

(ア) 限度額：600万円/年

(イ) 助成率：60%

イ. 車両の購入に対する助成

車両減価償却費(金融費用を含む)を、5箇年に分割して助成する(全額)。

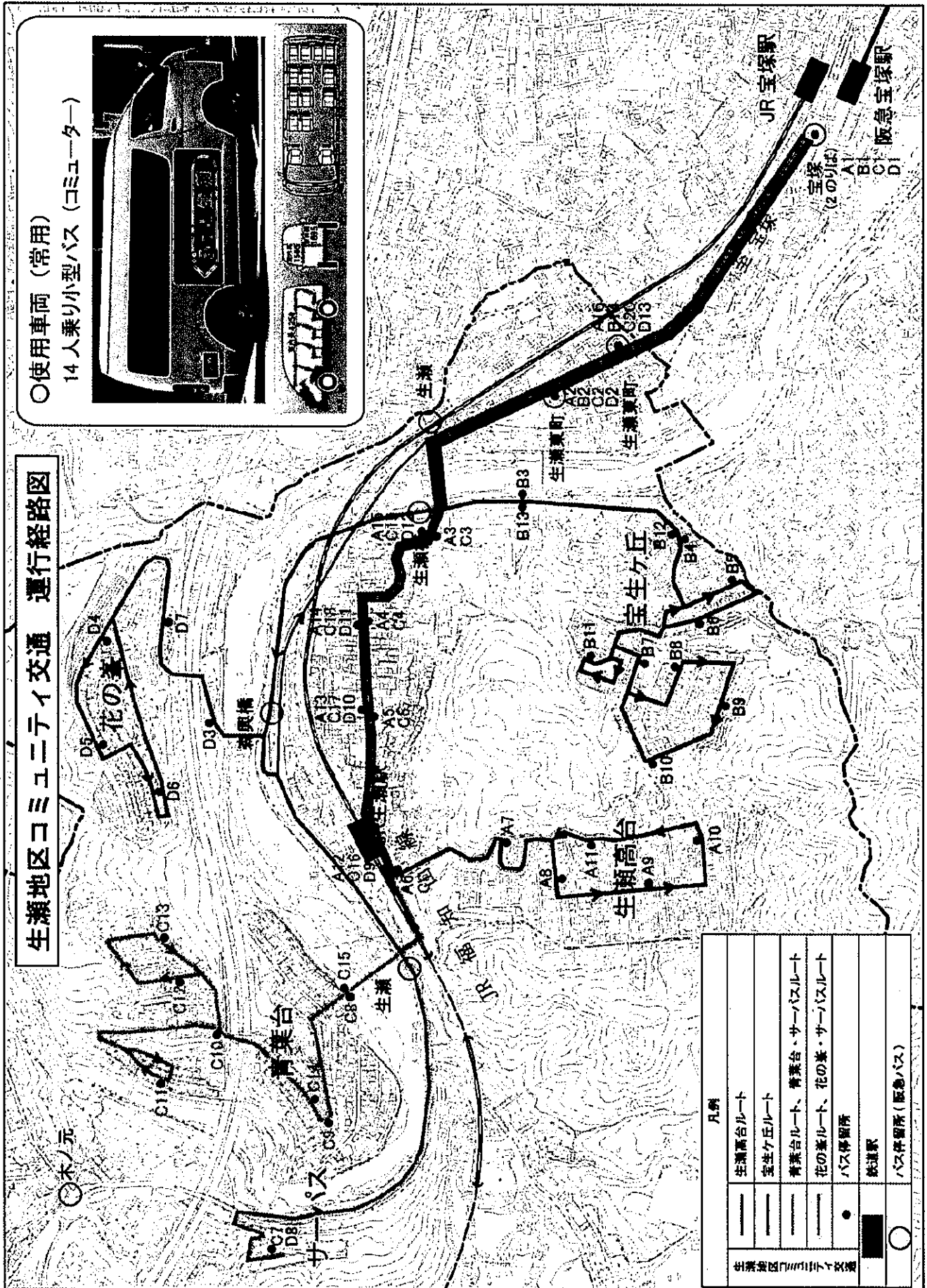
ウ. バス停留所標識の設置等に対する助成

バス停留所標識のデザイン、製作及び設置に要する費用を助成する(全額)。

3. 事業計画の概要

事業の名称	生瀬地区コミュニティ交通	
計画・運営主体	名称	ぐるっと生瀬運行協議会
	代表者	阪上 一男
	所在地	西宮市生瀬町 1-8-18
運行主体	名称	阪急タクシー株式会社
	所在地	大阪府豊中市服部南町 3-5-12
	代表者	鈴木 雅司
事業計画の概要	運行形態	一般乗合旅客自動車運送事業
	運行開始	平成 27 年 10 月 1 日
	事業免許	道路運送法第 4 条
	使用車両	【常用】14 人乗り小型バス(コムーター) 1 台(新規購入) 【予備】10 人乗りジャンボタクシー 1 台 ※14 人乗り小型バス(コムーター)の納車まで(10/1~10/9)は、次の車両を使用 【常用】10 人乗りジャンボタクシー 1 台 【予備】10 人乗りジャンボタクシー 1 台
	路線延長	①生瀬高台ルート(5.9km) ②宝生ヶ丘ルート(5.6km) ③青葉台ルート(7.5km) ④青葉台・サーパスルート(9.7km) ⑤花の峯ルート(7.0km) ⑥花の峯・サーパスルート(9.4km)
	運行経路	宝塚駅を起終点とし、生瀬高台・宝生ヶ丘・青葉台・花の峯・サーパスの5地区を循環
	運行回数	①②は各 5 便/日、③⑥は各 4 便/日、④⑤は各 1 便/日 計 20 便/日(6 系統、午前 8 時台から午後 5 時台)
	運賃	大人 300 円/乗車、小人 200 円/乗車 ※小学生未満は無料 ※連続する 2 ルート内に限り 1 乗車運賃で乗車可能(乗継割引) ※回数券 3,000 円/冊(300 円券 11 枚綴り)
生瀬地区の概要	地区内人口：8,800 人(H27.3 末) 高齢化率：28.68%(全市平均 22.18%) 地理的条件：JR 生瀬駅や阪急バス停留所から半径 1 キロメートル以内に位置しているが、最寄りバス停留所との高低差が最大 113 メートルあり、地形勾配が急で、徒歩移動が困難な地区である。	
主な利用目的	通院、買い物等	
これまでの経緯等	○自家用自動車の運転が困難な高齢者、障害のある人等の移動制約者の移動手段確保のため、コミュニティ交通の導入に向けた検討を平成 23 年度から開始。 ○試験運行を以下のとおり実施。 ・平成 24 年 10 月 15 日~19 日(5 日間)※無料試験運行 ・平成 26 年 3 月 3 日~31 日(20 日間)※有料試験運行 ・平成 26 年 10 月 1 日~平成 27 年 3 月 31 日(119 日間)※有料試験運行	

4. 運行経路図



生瀬地区コミュニティ交通 運行経路図

○使用車両 (常用)
14人乗り小型バス (コミュニーター)

凡例	
——	生瀬高台ルート
——	宝生ヶ丘ルート
——	青葉台ルート、青葉台・サーパスルート
——	花の臺ルート、花の臺・サーパスルート
●	バス停留所
■	鉄道駅
○	バス停留所 (阪急バス)

5. 時刻表

A	停留所	距離	所要 時間	1 便		2 便		3 便		4 便		5 便				
				時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻			
生瀬高台 ルート (生瀬・セルヴィオ・惣川 経由)	A1 阪急宝塚駅前 発時刻			8:30		14	10:10		9	11:40		9	14:20		9	16:00
	A2 生瀬東町 阪急下りバス停	0.7	1	8:31	0.7	1	10:11	0.7	1	11:41	0.7	1	14:21	0.7	1	16:01
	A3 生瀬自治会館前(セルヴィオ)	0.4	2	8:33	0.4	2	10:13	0.4	2	11:43	0.4	2	14:23	0.4	2	16:03
	A4 生瀬町2-22-2 キタノ理容所前	0.4	1	8:34	0.4	1	10:14	0.4	1	11:44	0.4	1	14:24	0.4	1	16:04
	A5 J A兵庫六甲生瀬出張所前	0.1	0	8:34	0.1	0	10:14	0.1	0	11:44	0.1	0	14:24	0.1	0	16:04
	A6 J R生瀬駅(コープ前)	0.3	1	8:35	0.3	1	10:15	0.3	1	11:45	0.3	1	14:25	0.3	1	16:05
	A7 生瀬高台階段下	0.3	1	8:36	0.3	1	10:16	0.3	1	11:46	0.3	1	14:26	0.3	1	16:06
	A8 生瀬高台 10-3 山田宅前	0.3	1	8:37	0.3	1	10:17	0.3	1	11:47	0.3	1	14:27	0.3	1	16:07
	A9 生瀬高台 21-15 山下宅前	0.2	1	8:38	0.2	1	10:18	0.2	1	11:48	0.2	1	14:28	0.2	1	16:08
	A10 生瀬高台 26-12 小出宅前	0.2	1	8:39	0.2	1	10:19	0.2	1	11:49	0.2	1	14:29	0.2	1	16:09
	A11 生瀬高台 14-8 米口宅前	0.3	1	8:40	0.3	1	10:20	0.3	1	11:50	0.3	1	14:30	0.3	1	16:10
	A12 J R生瀬駅(コープ向い)	0.5	1	8:41	0.5	1	10:21	0.5	1	11:51	0.5	1	14:31	0.5	1	16:11
	A13 J A兵庫六甲生瀬出張所向い	0.3	1	8:42	0.3	1	10:22	0.3	1	11:52	0.3	1	14:32	0.3	1	16:12
	A14 生瀬町1-18-11 八尾宅前	0.1	0	8:42	0.1	0	10:22	0.1	0	11:52	0.1	0	14:32	0.1	0	16:12
	A15 生瀬自治会館向い(セルヴィオ)	0.4	1	8:43	0.4	1	10:23	0.4	1	11:53	0.4	1	14:33	0.4	1	16:13
	A16 生瀬東町 阪急上りバス停	0.5	2	8:45	0.5	2	10:25	0.5	2	11:55	0.5	2	14:35	0.5	2	16:15
	A17 阪急宝塚駅前 着時刻	0.9	2	8:47	0.9	2	10:27	0.9	2	11:57	0.9	2	14:37	0.9	2	16:17
走行距離・運行時間の集計		5.9	17		5.9	31		5.9	26		5.9	26		5.9	26	

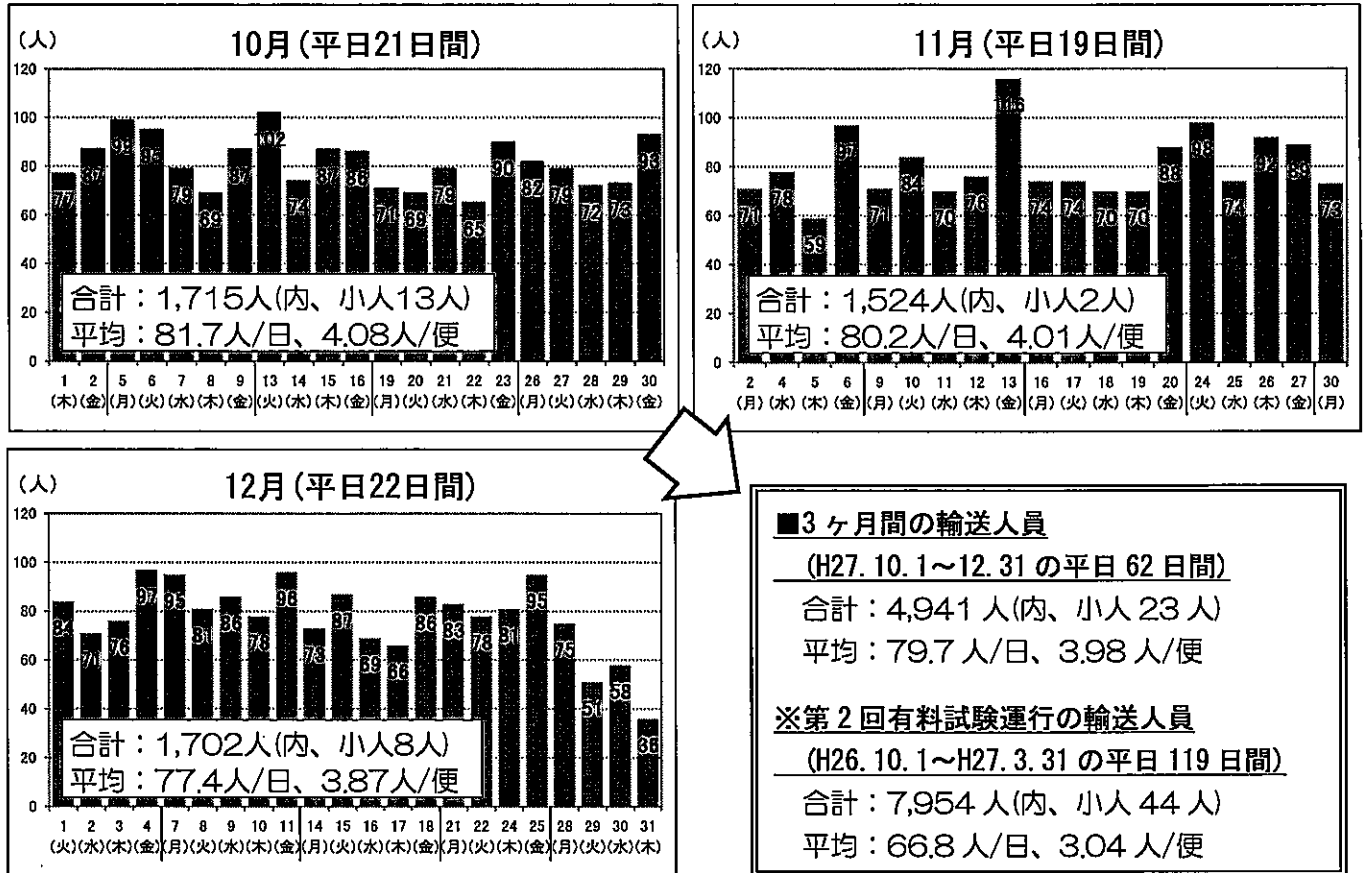
B	停留所	距離	所要 時間	1 便		2 便		3 便		4 便		5 便				
				時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻			
宝生ヶ丘 ルート (惣川 経由)	B1 阪急宝塚駅前 発時刻			8:50		3	10:30		3	12:00		3	14:40		3	16:20
	B2 生瀬東町 阪急下りバス停	0.7	1	8:51	0.7	1	10:31	0.7	1	12:01	0.7	1	14:41	0.7	1	16:21
	B3 くすのき公園向い(宝生ヶ丘)	0.6	2	8:53	0.6	2	10:33	0.6	2	12:03	0.6	2	14:43	0.6	2	16:23
	B4 シーソー公園前(宝生ヶ丘)	0.3	1	8:54	0.3	1	10:34	0.3	1	12:04	0.3	1	14:44	0.3	1	16:24
	B5 宝生ヶ丘1丁目 4-10 仁井宅前	0.2	1	8:55	0.2	1	10:35	0.2	1	12:05	0.2	1	14:45	0.2	1	16:25
	B6 宝生ヶ丘1丁目 8-8 坂宅宅下	0.2	0	8:55	0.2	0	10:35	0.2	0	12:05	0.2	0	14:45	0.2	0	16:25
	B7 宝生ヶ丘公園前	0.3	1	8:56	0.3	1	10:36	0.3	1	12:06	0.3	1	14:46	0.3	1	16:26
	B8 宝生ヶ丘2丁目 9-8 八尾宅前	0.2	0	8:56	0.2	0	10:36	0.2	0	12:06	0.2	0	14:46	0.2	0	16:26
	B9 宝生ヶ丘2丁目 12-11 田畑宅向い	0.2	1	8:57	0.2	1	10:37	0.2	1	12:07	0.2	1	14:47	0.2	1	16:27
	B10 宝生ヶ丘2丁目自治会掲示板前	0.2	1	8:58	0.2	1	10:38	0.2	1	12:08	0.2	1	14:48	0.2	1	16:28
	B11 宝生ヶ丘2丁目 1-9 中野宅前	0.5	1	8:59	0.5	1	10:39	0.5	1	12:09	0.5	1	14:49	0.5	1	16:29
	B12 シーソー公園向い(宝生ヶ丘)	0.3	1	9:00	0.3	1	10:40	0.3	1	12:10	0.3	1	14:50	0.3	1	16:30
	B13 くすのき公園前(宝生ヶ丘)	0.3	1	9:01	0.3	1	10:41	0.3	1	12:11	0.3	1	14:51	0.3	1	16:31
	B14 生瀬東町 阪急上りバス停	0.7	2	9:03	0.7	2	10:43	0.7	2	12:13	0.7	2	14:53	0.7	2	16:33
	B15 阪急宝塚駅前 着時刻	0.9	2	9:05	0.9	2	10:45	0.9	2	12:15	0.9	2	14:55	0.9	2	16:35
走行距離・運行時間の集計		5.6	18		5.6	18		5.6	18		5.6	18		5.6	18	

C	停留所	距離	所要 時間	1 便		2 便		3 便		4 便		5 便					
				時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻				
青葉台・サート バス ルート (生瀬・セルヴィオ・惣川 経由)	C1 阪急宝塚駅前 発時刻			9:10		5	10:50		75	13:30		15	15:10		5	16:40	
	C2 生瀬東町 阪急下りバス停	0.7	1	9:11	0.7	1	10:51	0.7	1	13:31	0.7	1	15:11	0.7	1	16:41	
	C3 生瀬自治会館前(セルヴィオ)	0.4	2	9:13	0.4	2	10:53	0.4	2	13:33	0.4	2	15:13	0.4	2	16:43	
	C4 生瀬町2-22-2 キタノ理容所宅前	0.4	1	9:14	0.4	1	10:54	0.4	1	13:34	0.4	1	15:14	0.4	1	16:44	
	C5 J A兵庫六甲生瀬出張所前	0.1	0	9:14	0.1	0	10:54	0.1	0	13:34	0.1	0	15:14	0.1	0	16:44	
	C6 J R生瀬駅(コープ前)	0.3	1	9:15	0.3	1	10:55	0.3	1	13:35	0.3	1	15:15	0.3	1	16:45	
	C7 サートバス駐車場前(1号館)	1.3	4	9:19	***	**	***	***	**	***	***	**	***	***	**	***	***
	C8 青葉台西宝橋掲示板前	1.3	4	9:23	0.4	2	10:57	0.4	2	13:37	0.4	2	15:17	0.4	2	16:47	
	C9 青葉台 1-21-15 長谷川宅前	0.2	1	9:24	0.2	1	10:58	0.2	1	13:38	0.2	1	15:18	0.2	1	16:48	
	C10 青葉台第4公園ポスト前	0.3	1	9:25	0.3	1	10:59	0.3	1	13:39	0.3	1	15:19	0.3	1	16:49	
	C11 青葉台 2-19-3 景山宅前	0.5	1	9:26	0.5	1	11:00	0.5	1	13:40	0.5	1	15:20	0.5	1	16:50	
	C12 青葉台第3公園北側	0.6	1	9:27	0.6	1	11:01	0.6	1	13:41	0.6	1	15:21	0.6	1	16:51	
	C13 青葉台 2-10-8 井上宅前	0.2	0	9:27	0.2	0	11:01	0.2	0	13:41	0.2	0	15:21	0.2	0	16:51	
	C14 青葉台 1-17-5 小幡宅前	0.5	1	9:28	0.5	1	11:02	0.5	1	13:42	0.5	1	15:22	0.5	1	16:52	
	C15 青葉台西宝橋掲示板向い	0.3	1	9:29	0.3	1	11:03	0.3	1	13:43	0.3	1	15:23	0.3	1	16:53	
	C16 J R生瀬駅(コープ向い)	0.4	2	9:31	0.4	2	11:05	0.4	2	13:45	0.4	2	15:25	0.4	2	16:55	
	C17 J A兵庫六甲生瀬出張所向い	0.3	1	9:32	0.3	1	11:06	0.3	1	13:46	0.3	1	15:26	0.3	1	16:56	
	C18 生瀬町1-18-11 八尾宅前	0.1	0	9:32	0.1	0	11:06	0.1	0	13:46	0.1	0	15:26	0.1	0	16:56	
	C19 生瀬自治会館向い(セルヴィオ)	0.4	1	9:33	0.4	1	11:07	0.4	1	13:47	0.4	1	15:27	0.4	1	16:57	
	C20 生瀬東町 阪急上りバス停	0.5	2	9:35	0.5	2	11:09	0.5	2	13:49	0.5	2	15:29	0.5	2	16:59	
	C21 阪急宝塚駅前 着時刻	0.9	2	9:37	0.9	2	11:11	0.9	2	13:51	0.9	2	15:31	0.9	2	17:01	
	走行距離・運行時間の集計		9.7	32		7.5	26		7.5	96		7.5	36		7.5	26	

D	停留所	距離	所要 時間	1 便		2 便		3 便		4 便		5 便					
				時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻	時刻				
花の峯・サート バス ルート (生瀬・セルヴィオ・惣川 経由)	D1 阪急宝塚駅前 発時刻			9:40		4	11:15		4	13:55		4	15:35		4	17:05	
	D2 生瀬東町 阪急下りバス停	0.7	1	9:41	0.7	1	11:16	0.7	1	13:56	0.7	1	15:36	0.7	1	17:06	
	D3 北摂中央病院出入口向い	1.2	3	9:44	1.2	3	11:19	1.2	3	13:59	1.2	3	15:39	1.2	3	17:09	
	D4 花の峯 5-1 西村宅前	0.6	1	9:45	0.6	1	11:20	0.6	1	14:00	0.6	1	15:40	0.6	1	17:10	
	D5 花の峯 7-16 内海宅前	0.2	1	9:46	0.2	1	11:21	0.2	1	14:01	0.2	1	15:41	0.2	1	17:11	
	D6 花の峯 10番 はぎ公園向い	0.3	1	9:47	0.3	1	11:22	0.3	1	14:02	0.3	1	15:42	0.3	1	17:12	
	D7 花の峯 11番 水道中継槽前	0.7	1	9:48	0.7	1	11:23	0.7	1	14:03	0.7	1	15:43	0.7	1	17:13	
	D8 サートバス駐車場前(1号館)	***	**	***	***	**	***	***	**	***	***	**	***	***	**	***	***
	D9 J R生瀬駅(コープ向い)	1.1	2	9:50	1.1	2	11:25	1.1	2	14:05	1.1	2	15:45	1.1	2	17:15	
	D10 J A兵庫六甲生瀬出張所向い	0.3	1	9:51	0.3	1	11:26	0.3	1	14:06	0.3	1	15:46	0.3	1	17:16	
	D11 生瀬町1-18-11 八尾宅前	0.1	0	9:51	0.1	0	11:26	0.1	0	14:06	0.1	0	15:46	0.1	0	17:16	
	D12 生瀬自治会館向い(セルヴィオ)	0.4	1	9:52	0.4	1	11:27	0.4	1	14:07	0.4	1	15:47	0.4	1	17:17	
	D13 生瀬東町 阪急上りバス停	0.5	2	9:54	0.5	2	11:29	0.5	2	14:09	0.5	2	15:49	0.5	2	17:19	
	D14 阪急宝塚駅前 着時刻	0.9	2	9:56	0.9	2	11:31	0.9	2	14:11	0.9	2	15:51	0.9	2	17:21	
走行距離・運行時間の集計		7.0	19		7.0	20		7.0	20		7.0	20		7.0	20		

便別	走行距離・運行時間	28.2	86		26
----	-----------	------	----	--	----

6. 輸送人員 (10月~12月)



7. 今年度の利用促進等

	5月	7月	9月	10月	11月	12月	1月
内容	<ul style="list-style-type: none"> 機関紙(第2号)の発行 「へるっと生瀬」運行協議会の発定 	<ul style="list-style-type: none"> 機関紙(第3号)の発行 生瀬幼稚園/小学校にてPR 	<ul style="list-style-type: none"> 機関紙(第4号)の発行 運行開始式 	<ul style="list-style-type: none"> 本格運行開始 宝塚駅前にてPR 地域公共交通のあり方を考えるシンポジウム2019「九州」において事例紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 機関紙(第5号)の発行 宝塚駅前にてPR 「奈良県地域公共交通研修会(応用編)」において事例紹介 「トライやるウィーク」で中学生職業体験の受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> 宝塚駅前にてPR 京都市「醍醐コミュニティバス」の視察 京都市向日市「地域公共交通会議」において事例紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 機関紙(第6号)の発行 宝塚駅前にてPR

西宮市コミュニティ交通支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民が主体的に取り組む生活移動手段の確保を目的とした乗合交通（以下「コミュニティ交通」という。）の支援を目的とし、助成金を交付するものとする。

(適用の範囲)

第2条 対象地域は、西宮市地域公共交通総合連携計画における公共交通不便地域を含むものとする。

2 助成金の交付は、補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年西宮市規則第81号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

3 助成金の額は、予算の範囲内とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「運行協議会」とは、コミュニティ交通の運行を目的として地域住民等によって構成される組織をいう。

(2) 「事業計画」とは、運行協議会が、地域特性に応じたコミュニティ交通の運行や利用促進に関することを定めた計画をいう。

(3) 「運行事業者」とは、次の各号に掲げる全てに適合する交通事業者をいう。

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者であること。

イ 運行を行う交通事業者として、事業計画に記載されていること。

(助成対象事業)

第4条 助成対象事業について、助成対象期間、助成対象事業の基準、助成対象経費の額及び助成金の額に関しては、別表1に掲げるとおりとする。

(事業計画の申請)

第5条 運行協議会は、事業計画を策定し、様式第1-1による「事業計画の認定申請書」を、助成対象事業の開始前までに、市長に申請しなければならない。

2 運行協議会は、前項の計画を変更するときは、あらかじめ様式第1-2による「事業計画の変更認定申請書」を市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(事業計画の認定)

第6条 市長は、運行協議会から前条の規定に基づく申請書の提出があったときは、これを審査し、適当であると認められる場合は、様式第2による「事業計画（変更）の認定通知書」を申請者に通知する。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする運行協議会は、助成対象事業の終了後速やかに、様式第3による「助成金の交付申請書」に、別表2に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

2 運行協議会及び運行事業者は、西宮市長から事業に関する報告の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、運行協議会から前条の規定に基づく申請書の提出があったときは、これを審査し、適当であると認められる場合は、助成金の交付決定及び額の確定を行い、様式第4による「助成金の交付決定及び額の確定通知書」を申請者に通知する。

(請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた助成対象事業について助成金の支払いを受けようとする運行協議会は、様式第5による「助成金の交付請求書」に、運行事業者を振込先とした書類を添え、市長に提出しなければならない。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行なうものとする。

別表 1 (第 4 条関係)

運行損失助成金					
助成対象期間	助成対象期間は、助成金の交付を受けようとする会計年度(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 208 条に規定する会計年度をいう。以下同じ。)の 9 月 30 日を末日とする 1 年間とする。				
助成対象事業の基準	次の (1) から (3) の全てに適合するもの。 (1) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号) 第 3 条第 1 号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業であること。 (2) 西宮市地域公共交通総合連携計画に記載されている公共交通不便地域を含む地域におけるコミュニティ交通の路線であること。 (3) 西宮市都市交通会議等において、地域における既存の路線バスや他の乗合交通と調整した上で運行されるもの。				
助成対象経費の額	キロ当たり単価に系統キロ程及び助成対象期間における運行回数に乗じて得た系統毎の額の合計額。				
助成金の額	助成対象経費から次の各号に掲げるものの合計額を控除した額とする。ただし、次の限度額及び助成率を助成対象経費に乗じて得た額を比べ、いずれか低い方の額を上限とする。なお、助成金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 運賃収入 (2) その他運行事業により得られる収入 (3) 国及び県等の補助金 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>限度額</td> <td>600 万円/年</td> </tr> <tr> <td>助成率</td> <td>60%</td> </tr> </table>	限度額	600 万円/年	助成率	60%
限度額	600 万円/年				
助成率	60%				

車両減価償却費等助成金	
助成対象期間	助成対象期間は、助成金の交付を受けようとする会計年度の 9 月 30 日を末日とする 1 年間とする。
助成対象事業の基準	次の (1) (2) の全てに適合するもの。 (1) 運行損失助成金の交付を受けて実施する事業にのみ使用する車両の取得であること。 (2) 西宮市都市交通会議等において、使用する車両の構造及び設備等の調整がされているもの。
助成対象経費の額	次の (1) から (4) により算定する。 (1) 助成対象経費の額は、車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額(リース車両の場合は、これに相当する額)とする。 (2) 車両減価償却費に係る車両費の額(車両本体価格、助成対象系統の運行に必要な付属品の価格、その他市長が認める改造費等の合計)は、実費購入費(消費税を除く)から備忘価格として 1 円を控除し

	た額とする。 (3) 車両減価償却費及び金融費用の算出は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号）に定められた方法による。
助成金の額	助成対象経費から国及び県等の補助金を控除した額とする。なお、助成金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

バス停留所標識設置費等助成金	
助成対象期間	助成対象期間は、助成金の交付を受けようとする会計年度の3月31日を末日とする1年間とする。
助成対象事業の基準	次の(1)(2)の全てに適合するもの。 (1) 運行損失助成金の交付を受けて実施する事業の開始に必要なバス停留所標識の設置等であること。 (2) 西宮市都市交通会議及び関係諸機関等において、設置するバス停留所標識の設置位置及び構造の調整がされているもの。 ただし、運行事業者を変更した場合は、この助成金を受け設置した施設の全てを、変更後の運行事業者へ無償譲渡するものとする。
助成対象経費の額	次の(1)から(3)に掲げる経費の合計額とする。 (1) デザインに関する費用 (2) 製作に関する費用 (3) 設置に関する費用 ただし、移設及び撤去に係る費用については、市と協議の上、決定するものとする。
助成金の額	助成対象経費から国及び県等の補助金を控除した額とする。なお、助成金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別表2（第7条関係）

助成金の交付申請に必要な書類	次の(1)から(6)の書類を添付すること。ただし、(4)及び(5)については、必要な場合のみ添付すること。 (1) 事業計画の認定通知書の写し (2) 助成対象期間における収支決算書 (3) 運行回数及び運行収入等の運行状況が確認できる書類 (4) 車両減価償却費に係る車両費が確認できる書類 (5) バス停留所標識設置費等に係る事業費の領収書等の写し (6) その他市長が必要と認める書類
----------------	---

地域内フィーダー系統確保維持計画

(名 称) 西宮市都市交通会議

(住 所) 西宮市六湛寺町10番3号

(代表者名) 会長 今村 岳司

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

西宮市は、市内に23の鉄道駅を有し、JR 東海道本線・福知山線、阪急神戸本線、阪神本線等が運行され、また、この鉄道網を補完する形で、バス路線が市域全体に整備され、比較的公共交通機関が充実し交通至便な都市である。

しかし、市内には最寄りの鉄道駅やバス停留所への移動が困難な地域が点在しており、その中で生瀬地域は、山間部に位置していることから地形的勾配が急で、徒歩や自転車による移動が困難な地域となっている。また、当該地域の高齢化率は約29%（平成27年3月31日現在）と高く、自動車による移動が困難な高齢者等に対する日常生活に最低限必要な移動手段の確保が喫緊の課題となっている。

当該地域の最寄り鉄道駅周辺に、日常的な買物ができる店舗はあるが、多くの住民が必要とする医療、福祉を含んだ生活サービス施設を利用するためには、他の鉄道駅まで移動する必要がある。

当該地域の住民も最低限必要な移動手段（交通）の確保を地域の課題と捉え、コミュニティ交通の導入により課題解決を図るため、地域住民による「ぐるっと生瀬」運行協議会が組織された。持続可能なコミュニティ交通の実現に向け、合意形成を図りながら、地域住民主体による検討のもと運行計画が策定され、過去に計3回の試験運行が実施された。

試験運行の結果を踏まえ、交通事業者及び行政が協力し、地域住民主体の取組みによるコミュニティ交通を運行することで、地域公共交通の確保・維持を図る。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

一日当たり輸送人員

年度		目標値
1年目	平成28年度	70人以上
2年目	平成29年度	85人以上
3年目	平成30年度	100人以上

※1年目は、第2回有料試験運行の結果（一日当たり輸送人員67人）を基に設定。

※3年目は、採算ラインの目安である一日当たり輸送人員100人を目標とし、地域住民主体の取組みによるコミュニティ交通の継続的な運行を目指す。

(2) 事業の効果

コミュニティ交通の運行により、移動の負担が軽減され、外出意欲の増進に伴う移動制約者等の社会参加を促進し、新たなコミュニティづくりと地域の活性化に寄与することが期待される。

3 地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p> <p>①予定している時刻・運行予定期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年始の3日間(1月1日～1月3日)を除く平日午前8時台から午後5時台 ・平成27年10月1日運行開始予定 <p>②運行事業者の決定の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回有料試験運行にあたり、「ぐるっと生瀬」運行協議会による公募型プロポーザル方式にて運行事業者を選定(選定者:「ぐるっと生瀬」運行協議会、アドバイザー、西宮市) <p>③地域内フィーダー系統の補足(要綱別表7のハ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅(JR生瀬駅、JR・阪急宝塚駅)及び阪急バス株式会社が運行する路線のバス停留所に接続
4 地域公共交通確保維持改善事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付</p> <p>※運行経費から運行収入及び国庫補助金の合計額を差し引いた金額については、西宮市が助成を実施する予定である。</p>
5 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<p>阪急タクシー株式会社</p>
6 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法
<p>該当なし(補助対象者が法定協議会ではないため)</p>
7 別表1及び別表3の補助事業の基準三に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
<p>該当なし(地域内フィーダー系統確保維持計画のため)</p>
8 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
<p>該当なし(地域内フィーダー系統確保維持計画のため)</p>
9 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>
10 車両の取得に係る目的・必要性
<p>運行経路が狭隘かつ急勾配である等の地形的条件から14人乗り小型バス1台を取得し運行する。また、車両構造は車イス対応ではないが、より多くの利用者数の確保、事業効率性を重視し持続可能な運行を目指す。</p>
11 車両の取得に係る定量的な目標・効果
<p>運行初年度は一日当たり輸送人員70人以上を見込んでおり、3年目となるH30年度には事業採算ラインを確保することを目標とする。</p> <p>なお、当該車両を新たに取得することで、これまでの公共交通機関では地形的条件等から対応できなかった地域の実情に応じたコミュニティ交通の運行が可能となる。</p>
12 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」及び「表7」を添付</p>

13. 老朽化の代替による費用の前減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画

該当なし（減価償却費等国庫補助金のため）

14. 協議会の開催状況と主な議論

平成 26 年 1 月 21 日 第 1 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ交通検討に係る市の考え方を説明 ・生瀬地区の取組み、無料試験運行^{※1}の結果を報告 ・第 1 回有料試験運行^{※2}の計画を報告
平成 26 年 3 月 19 日 第 3 回西宮市都市交通会議 (全体会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回有料試験運行^{※2}の途中経過を報告
平成 26 年 9 月 19 日 第 2 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回有料試験運行^{※2}の結果を報告 ・第 2 回有料試験運行^{※3}の計画を報告
平成 27 年 3 月 27 日 第 5 回西宮市都市交通会議 (全体会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回有料試験運行^{※3}の途中経過を報告
平成 27 年 5 月 19 日 第 3 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回有料試験運行^{※3}の結果を報告 ・本格運行（平成 27 年 10 月予定）について協議し、合意
平成 27 年 5 月 22 日 第 4 回宝塚市地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> ・本格運行（平成 27 年 10 月予定）について協議し、合意

※1 平成 24 年 10 月 15 日～19 日（平日 5 日間）無料試験運行を実施

※2 平成 26 年 3 月 3 日～31 日（平日 20 日間）第 1 回有料試験運行を実施

※3 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日（平日 119 間）第 2 回有料試験運行を実施

15. 利用者等の意見の反映状況

運行計画及び利用促進策は、地域住民等より構成する「ぐるっと生瀬」運行協議会において、協議を重ね合意形成を図った。また、広く地域住民の意見を聴取するために各自治会において個別に説明会を開催し、地域住民の意見を反映した。

16. 協議会メンバーの構成

西宮市都市交通会議委員（：地域公共交通分科会委員）

住民又は利用者代表	公募委員（2名） 西宮コミュニティ協会 副理事長
都市交通に関する有識者	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター 特任教授 愛媛大学大学院理工学研究科生産環境工学専攻 教授 モビリティコンサルタント ジャーナリスト
公共交通事業者又はその指名する者	西日本旅客鉄道株式会社 企画課（経営戦略）担当課長 阪急電鉄株式会社 都市交通計画部長 阪神電気鉄道株式会社 工務部長

	<p>阪急バス株式会社 取締役自動車事業部長</p> <p>阪神バス株式会社 業務部長</p> <p>みなと観光バス株式会社 代表取締役</p>
公共交通事業者関係団体の職員又はその指名する者	<p>兵庫県交通運輸産業労働組合協議会 阪神地域協議会議長</p> <p>公益社団法人兵庫県バス協会 専務理事</p> <p>一般社団法人兵庫県タクシー協会 推薦委員</p>
道路管理者又はその指名する者	<p>国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所 計画課長</p> <p>兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所 道路第2課長</p> <p>西宮市土木局 道路公園部長</p>
公安委員会の長又はその指名する者	<p>兵庫県西宮警察署 交通第一課長</p>
地方運輸局長又はその指名する者	<p>国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部輸送部門 首席運輸企画専門官</p>
関係行政機関の職員	<p>国土交通省近畿運輸局企画観光部 交通企画課長</p> <p>国土交通省近畿地方整備局建政部 都市整備課長補佐</p> <p>兵庫県県土整備部県土企画局 交通政策課長</p> <p>兵庫県県土整備部土木局道路街路課 街路担当参事</p> <p>兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所 所長補佐</p>
西宮市職員	<p>西宮市都市局 都市計画部長</p>
西宮市長	<p>西宮市長</p>